

10  
3

指定解除書



国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13- 1
	Ⓢ 83





昭和 年 月 日

指定解除書索引目録

持株會社整理委員會

No.	文書番号	件名	名	日附
1.	總理府甲 才二四七号	持株會社指定解除書	合同ビルディング一社	三五、五、二五
2.	總理府甲 才五三九号	同	石原合名會社一社	二五、一、二二
3.	總理府甲 才八四号	同	川崎重工業株式會社一社	二六、三、二〇
4.	總理府甲 才四一七号	同	富士産業株式會社一社	二六、五、二一
5.	總理府甲 才三一三号	同	内外通商一社	二六、六、二〇

総理府甲第二四七号

指定解除書

昭和二十一年十二月七日附内閣訓令第四一一号による持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）第一条に規定する持株会社としての同令第四十三条に基く左の会社の指定は、解除する。

昭和二十五年五月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

合同ビルディング株式会社（旧商号株式会社日産）

総  
理  
府



合資の事ノ一ノノ料定會法ノ田圃會社株式會社日誌

内閣總務大臣 吉田 茂

昭和二十五年五月二十三日

合資の事ノ一ノノ料定會法ノ田圃會社株式會社日誌ノ旨ニ對シテ、照會する。

昭和二十一年四月二十五日、第一号ノ料定會法ノ田圃會社株式會社日誌

昭和二十一年四月二十五日、第一号ノ料定會法ノ田圃會社株式會社日誌

料定會法

昭和二十五年五月二十三日

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

總理府甲才五三九号

指 定 解除 書

昭和二十五年九月二十六日附總 甲才一四号トヨリ 持株會社整理委員會令(昭和二十一年初令才二百三十三号)才一條ト親爲す 持株會社トシテ之ノ同令才四十三條ノ親爲す 基ク之ノ會社。指定解除す

昭和二十五年十二月十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

石 原 合 名 會 社



昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

總理府甲才八四号

指定 解除 書

昭和二十二年九月二十六日附總理府甲才二四号による持株會社  
整理委員會令一昭知二丁一年初令才二日三十三号一才一條と規定  
する持株會社としての同令才四丁三條の規定と基くたの會社の指  
定は解除する。

昭知二丁六年三月二丁

内閣總理大臣 吉田 茂

三栄不動産株式會社



昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

總理府甲才八四号

指定解除書

昭和二十一年十一月七日附内閣府甲才四一一号トする持株會社整理委員會令(昭和二十一年勅令才二百三十三号)才一條ト規定する持株會社としての同令才四十三條ト基くたの會社の指定は、解除する。

昭和二十六年三月二十日

内閣總理大臣 吉田 茂

日本郵船株式會社、内外綿株式會社、大建産業株式會社、三井化學工業株式會社、川崎重工業株式會社、旧日本無線株式會社、帝國航空用器株式會社、扶桑金屬工業株式會社、王子製紙株式會社、昭和電工株式會社、却是製絲株式會社、大和紡績株式會社、東洋紡績株式會社、井倉工業株式會社、大日本紡績株式會社、松下電器産業株式會社、南口人造絹絲株式會社、君敷紡績株式會社。



昭和九年三月九日  
 東京市千代田区本町二丁目  
 持株會社整理委員會  
 日本鋼管株式會社 廣倒紡績株式會社 日本先織株式會社  
 敦島紡績株式會社 日産化學工業株式會社 下阪商船株式會社  
 武野物産株式會社 三井船舶株式會社

昭和九年三月九日

持株會社整理委員會

日本鋼管株式會社
廣倒紡績株式會社
日本先織株式會社
敦島紡績株式會社
日産化學工業株式會社
下阪商船株式會社
武野物産株式會社
三井船舶株式會社



富士産業株式会社  
昭和二十六年五月二十一日  
内閣總理大臣 吉田 茂

總理府甲第二四六號



指 定 解 除 書

昭和二十一年九月二十日附内閣閣甲第二三四號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉 田 茂

富士産業株式会社



總理府甲第二四六號

指 定 解 除 令

昭和二十一年十一月二十一日 日附内閣閣令第四〇一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉

田

茂

古河 磁業株式会社



總理府甲第二四六號



指定解除書

昭和二十一年十一月二十一日附内閣閣令第一號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉田

茂

理研工業株式會社

總理府申第二四六號



指 定 解 除 書

昭和二十一年五月二十一日 日附内閣閣令第四一〇一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日本曹達株式會社



總理府甲第二四六號

、指 定 解 除 令

昭和二十一年十二月 七日附内閣閣令第四一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日 本 窒 素 肥 料 株 式 會 社



總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年十二月七日附内閣閣甲第四一〇號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基づく左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉 田

茂

株式会社日立製作所



總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年五月二十一日 日附内閣閣令第四一號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基づく左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉 田 茂

東京芝浦電氣株會社

總理府甲第二四六號



指定解除書

昭和二十一年十二月十七日附内閣閣令第四百一十一號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

神電氣株式會社





總理府甲第二四六號

指 定 解 除 令

昭和二十一年十二月 七 日附内閣閣令第 四 一 一 號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日 本 製 鉄 株 式 公 社



總理府甲第二四六號

指 定 解 除 令

昭和二十一年五月二十一日  
日附内閣閣令第一號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉 田

茂

山下汽船株式會社



總理府甲第二四六號



指定解除書

昭和二十一年十一月七日附内閣閣甲第四一號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉田

茂

日清紡績株式會社

總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年十二月 又 日附内閣閣甲第四一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

富士紡績株式會社（旧岡本富士且斯紡績株式會社）



總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年十二月十七日附内閣閣甲第四一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

株式會社神戸製鋼所

總理府甲第二四六號



指 定 解 除 書

昭和二十一年十二月二十八日附内閣閣令第四四八號による持株會社  
整理委員會令一昭和二十一年勅令第二百三十三號一第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉

田

茂

三井 鉱山 株式會社



總理府甲第二四六號



指 定 解 除 書

昭和二十一年十一月十八日附内閣閣甲第四四八號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

北海道炭坑汽船株式會社

總理府甲第二四六號



指 定 解 除 書

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉

田

茂

三菱重工業株式會社



總理府甲第二四六號

指 定 解 除 審

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基づく左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三菱 鈹業株式會社

總理府甲第二四六號

寫

指定解除書

昭和二十一年十二月二十八日附内閣閣令第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基づく左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣 吉田

茂

三菱電機株式會社



總理府甲第二四六號

寫

指 定 解 除 書

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三菱化成工業株式會社

總理府甲第二四六號

指 定 解 除 警



昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第三百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日本電氣株式會社



總理府甲第二四六號

指 定 解 除 書



昭和二十一年十二月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十二日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日新化學工業株式會社

總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

住友電気工業株式會社



總理府甲第二四六號

指 定 解 除 警

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

井 華 鑛 業 株 式 會 社

總理府甲第二四六號



指定解除書

昭和二十一年十一月二十八日附内閣閣甲第四四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉田

茂

古河電気工業株式會社



總理府甲第二四六號



指 定 解 除 令

昭和二十一年ヤシ月イハ日附内閣閣甲第~~四~~九號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
持株會社として同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、解除  
する。

昭和二十六年五月二十一日

内閣總理大臣

吉 田

茂

日本、協業株式會社

總理府甲第三一二号

指定解除書

昭和二十一年十二月二十八日附内閣閣甲第四四九号による持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）第一條に規定する持株会社としての同令第四十三條に基く左の会社の指定は、解除する。

昭和二十六年六月二十日

内閣總理大臣 吉田 茂

内外通商株式会社

總理府



總 務 課

内務部商標法令出

内閣總理大臣 青 田 尙

昭和二十六年六月二十日

第十号

十八号特許法出たしらの国令第四十三号の註の命令の附設が、特許審判委員会令(昭和二十一年国令第二百三十三号)第一條の附設  
昭和二十一年十二月二十八日附内閣閣内閣閣甲第四四号の附設

附設新案

昭和二十六年六月二十日

總理府甲第三三六号

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 青 田



持株会社整理委員会

委員長 野 田 岩次郎 殿

昭和二十六年七月五日附(持株第八十五号)持株会社指定解除に  
関する意見具申に基いて、株式会社三井本社外十一社の持株会社と  
しての指定を昭和二十六年七月十日限り解除したので別紙指定解除  
書を送付する。

總 理 府

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和~~シイ~~年~~九月~~之~~日~~附~~内閣~~令~~第~~三~~三~~號~~第一條~~による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

株式會社 三井物産



總理府甲第三三六號

指定解除書

昭和二十六年七月十日 附月日附月日附月日附月日  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

內閣總理大臣

吉田

茂

株式會社三菱銀行

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附の令（昭和三十二年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田

茂

株 式 會 社 住 友 會 社



總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 附令第二三三號第一條に於ける持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二三三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

石多辰社 石田保壽社

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十一年七月一日附の令第四一號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田

茂

益次同族株式會社



總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 日附の別冊第... 號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

大倉 磁業株式会社

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十一年七月 四日附内閣令甲第四一三號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

野村合名會社



總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十九日附内閣府令第四九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三井物産株式會社

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十一年七月二十日 附 第 四 九 號 による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三菱商事株式會社



總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年三月二十日附内閣府令第一〇〇號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田

茂

國際電氣通信株式會社

總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附錄 甲第一〇四號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田

茂

若狭興業株式會社



總理府甲第三三六號

指 定 解 除 書

昭和二十六年九月十一日附  
整理委員會令（昭和二十二年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
持株會社としての同令第四十三條の規定に基く左の會社の指定は、昭  
和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

山下珠光會社

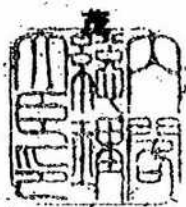
總理府甲第三三五号

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉田

持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎 殿



昭和二十六年七月五日附（持株第八十六号）指定者指定解除に関する意見具申に基いて、三井高公外五十六名の指定者としての指定を昭和二十六年七月十日限り解除したので別紙指定解除書を送付する。

總理府



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日  
昭和二十六年七月十日限り解除する。  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三 井 高 一 公

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附内閣府令第一〇三號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 由 茂

三 井 高 長



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年三月二十三日附内閣府令第一〇九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

三井物産

總理府甲第三三五號

指 定、解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>〇</sup>第一〇二號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉田

茂

三 中 島 陽



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>レ</sup>第<sup>一</sup>〇<sup>三</sup>號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

三  
中  
島  
修

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三 井 高 達

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附の旨の第一條による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

三井高田



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~の~~甲第一〇二號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田

茂

三  
中  
島  
茂

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年三月十日附<sup>レ</sup>第<sup>ニ</sup>〇〇號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

三 中 島 組

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>レ</sup>日附<sup>レ</sup>總理府甲第三三五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

三  
本  
高  
益



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十一年 〇月 〇日附の〇〇第〇〇〇號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

三井高義

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~内閣府令~~第一〇三號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第三百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基づく左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

吉田茂

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 附 第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

吉田茂



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>レ</sup>第<sup>一</sup>〇〇〇號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

岸 崎 彌 下

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附訂勅令第二〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

吉田茂

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附刊第一五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

吉田 茂



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

岩崎孝子

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 令

昭和二十六年七月十日附~~内閣府令~~第~~一〇〇~~號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての何令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

吉 田 茂

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~の~~第~~一〇~~號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

岸 崎 勝 太郎



總理府甲第三三五號

指定解除書

昭和二十一年七月一日附内閣府令第一〇三號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉田

茂

岩崎 兼彌

總理府甲第三三五號

指定解除書

昭和二十六年七月十日附の整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉田

茂

岩崎彌太郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉田 茂

若崎一徳



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 日附 附 第 一 〇 〇 號 による持株會社、  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

屋 辰 吉 松 齋 門

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 附 昭 和 二十一年勅令第二百三十三號（第一條）による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基づく左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

佐 反 光 夫

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 附 第 一 〇 〇 〇 號 による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

陸 友 義 輝



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附内閣府令第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

佐 友 寛 一

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~内閣府令~~第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基づく左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 青 田 茂

マセ

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十一年三月十三日附( )第一〇五號による持株會社  
整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三號)第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

五  
田  
補  
理



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附第四四〇號第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

吉田善一郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日  
丁日附の附則甲第一五五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉田

茂

安田新

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年三月十一日附内閣府令第一五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

岩 田 順 子



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附内閣府令第一五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

吉田善衛

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

安田 存一 郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

安田 彦太郎



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~山~~國~~務~~令~~第~~一~~五~~號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

吉田茂

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十一年 七月 一日附 山形県 第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

山形 善八郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>レ</sup>閣令第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

浅野 總一郎



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和~~シ~~イ年~~イ~~月~~イ~~日附~~イ~~第~~イ~~號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

淺野 良三

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附山内閣府第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

我野一郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附~~出~~令~~第~~百三十三號~~第一條~~による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

成野義夫



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附、  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

大倉善太郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 附令第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

大倉泰三

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>イ</sup>第<sup>一〇五</sup>號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての向令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 青 田 茂

大倉房一郎



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附内閣府第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

人  
倉  
喜  
隆

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>イ</sup>國密<sup>イ</sup>第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

野村文英

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十一年七月十日附内閣府令第一五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

野村憲二



總理府甲第三三五號

指定解除書

昭和二十六年七月十日附~~の~~第~~一~~号による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

野村康三

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附<sup>イ</sup>日附<sup>イ</sup>第一三五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉

田

茂

野村五郎

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附同令第一五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉田

茂

中島知久平



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附の~~命令~~第一〇五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

中島善次

總理府申第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉田

茂

中島川吉

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日 日附内閣府令第一〇九號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

中島乙平



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉田 茂

中島 忠平

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附の附第百五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

古河硝子

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 警

昭和二十六年七月十日附内閣府令第一三五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

中 川 孝 吉



總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和二十六年七月十日附内閣府令第一三五號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二十  
六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣

吉 田

茂

昭  
和  
二  
十  
六  
年  
七  
月  
十  
日

總理府甲第三三五號

指 定 解 除 書

昭和~~シイ~~年 八月 廿日附~~録~~ 甲第~~ハ~~號による持株會社  
整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條に規定する  
指定者としての同令第四十三條の規定に基く左の者の規定は、昭和二  
十六年七月十日限り解除する。

昭和二十六年七月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

吉 田 武 夫



